

(意見書案第3号)

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間重労働など、その劣悪な労働環境から離職率が高く、待遇改善が喫緊の課題となっている。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇も取れないなどの厳しい現実に直面して、「このままでは生活できない」「将来に希望が持てない」と、耐え切れず退職していくケースが多発している。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護労働者の確保が必要とされているが、この労働者が不足すれば介護保険制度が立ち行かなくなり、制度の根幹を揺るがす問題となる。

よって、政府においては、介護労働者が誇りと自信を持って仕事をし、安心して暮らせるよう、下記について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の向上に全力を挙げるよう強く要望する。

記

- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を、職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系を構築できるよう、介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。
- 2 昨年8月に示された「福祉人材確保指針」について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築などの取り組みを早急に進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。
- 3 小規模事業者などにおける職場定着のための取り組み支援や、労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには事業所の労働条件等の労働環境に関する情報開示など、介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年3月19日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛